

(資 料)

室戸市次世代育成支援対策行動計画策定委員会設置要綱

(設置及び目的)

第1条 この要綱は、次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づき、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を目的とした、室戸市次世代育成支援対策行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するため室戸市次世代育成支援対策行動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(職務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 行動計画の策定に関すること。
- (2) 前号のほか行動計画策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、20人以内の委員で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 行政機関、社会福祉、教育、保育関係者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) その他市長が適当と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長1名、副委員長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(任期)

第6条 委員の任期は平成17年3月31日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、室戸市福祉事務所において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1. この要綱は、平成16年5月18日から施行する。
2. この要綱は、平成17年3月31日限り、その効力を失う。